

○国土交通省告示第百五十四号

石見空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年二月二十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 一 設置者の氏名及び住所 島根県 島根県松江市殿町一番地
- 二 空港の名称及び位置 石見空港 島根県益田市
- 三 変更した事項（変更前の事項については、平成五年運輸省告示第三百二十号を参照。）
 - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 - ロ 空港の総面積 百十一万三千八百八十六平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を島根県庁において縦覧に供する。

別図 石見空港

